DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

GHQ/SCAP Records (RG 331, National Archives and Records Service)

Description of contents

(1) Box no. 3073

(2) Folder title/number: (24)
SCAP Information (Japanese)

(3) Date: ?

(4) Subject:

Classification	Type of record
360, 811	c, r

(5) Item description and comment:

(6) Reproduction: Yes No

(7) Film no. Sheet no.

(Compiled by *National Diet Library*)

7. Plan of the enterprise

A. The Object

(1) Mixing and treating Roaster Gas, produced by roasting coppery-ferrous pyrite which is the main material, with Cu Convertor Gas, and Roaster Gas from Zinc Plant, we aim chiefly at the production of Tower-Sulphuric Acid (50° Bé up), which is plenty of use for chemical industry, both at the withdrawal of an undiscovered source of wealth, and at the exclusion of smoke nuisance.

(2) We transport Cabine ore to Copper Smelting Plant which is the main enterprise of our Smeltery with an object to promote its production.

B. The Outline of process of production
(cf. the annexed Flowsheet)

C. The Selling plan

time	production	quantity	price	Amount	market
Oct. 1946	Tower-Sulphuric Acid (50° Bé up)	5,000 T	@ ¥ 230	¥ 115,000	Nippon Sulphuric & Nitric Co., Ltd.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

a. The price of materials has remarkablly increased compared with five years ago, when the first estimate was formed. We had been rejecting repeated request made by Okada Company to raise the Contract price till the end of the war, when we agrad to raise it, including the accomplished works, and to bear the sundry expenses ~~paid~~ payed by Okada company since the begining, as the request was judged as reasonable, and if we did not raise the price, the construction could not be accomplished, and consequently the payment proved to be twice as compared with the first estimate, notwithstanding the reducement of the constracted work.

b. The works that we took over as the result of the alteration of plan, are to be carried on by our hands or other contractors, and in this quarters the expenditure can not help rising remarkably in view of the abnormal rise of the commodities price.

c. The construction has been accomplished to the extent of 80%, but the expenditure has increased three times as compared with the first estimate.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDC NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

[POSTER CAPTIONS]

F 305

CE

The national movement for establishing new Japan

The Rights and Duties of Citizens
Compiled by the Secretarial Department and the Educational Department.

1. People can never live alone.

They can live by favours and service rendered by others. Every town or village is a community organized by us for the purpose of leading a happy life together by mutual aids and self governing.

2. Affairs of towns and villages should be decided by mutual agreement.

A characteristic of a community exists in the fact that people governs it at their own expenses and by opinions of all them. It should be decided after consultations in assemblies or commitees to make road, to establish schools, and to make other many public equipments. And headmen of towns or villages and officials of them are responsible for carrying out without fail the affairs decided by agree-ment.

3. Just the citizens of towns and villages are the master of them.

The members of assembly as well as the head-men of towns and villages are to be elected directly by us, citizens of them. Through the election our voices can be reflected on the policy of towns and villages. It must be rememvered that the master of towns and villages are no one else us citizens.

4. Considered by all expressed by all and carried out by all.

We have a right to speak spontaneously regarding the policy of towns and villages. We have also a right to utilize the equipments of towns and villages. We have a right to recall officers of communities if they are not suitable. Let us build up the peaceful towns and villages suitable for living, considering , speaking and carrying out by citizens themselves.

5. Paying taxes all together, as it is the profit for all.

At the same time we must be conscious of our duties following our rights. Let us make contribution according to our station in life so as to establish many equipments and to make many tasks in our towns and villages. That is the tax. The taxes should not be paid only with money. Let us materialize our noble feeling spontaneously to serve for the public.

6. Take special care of public property.

Are there not any matters to be corrected when we reflect upon our behavors as citizens? Are there anybody who are i

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

different about the government of a community which we live in? Are there anybody who do not attend to any gathering or who do not speak any words at a meeting or who complain in secret? Are there anybody who treat the public property lightly, pick flowers in a park, soil streets or tear and spoil books of by the library? We must not forget that the community in which we live is our home.

7. Drive bosses out of your communities!

Are there anybody who monopolize the management of a community for only his own profits, by his own power and position? Are there any officers in your community who spend away public money or exploit it?
Are there any undemocratic person who intend to carry out his unrational and egoistic plan by his power and money? It is due to our unconsciousness on our responsibility that such person gains power. Watch his behavor and take juristic act if you need, and such unjustness and wilful act must be dissappeared.

8. Let us throw sectionalism away and cooperate with each other.

Are there not such a disagreeable fact as hampering mutual peaceful life confrontaition among sects of people in your towns and villages? Several schools said to have constructed without thinking inconvencences of the children. Cooperation can drive away such unreasonable things. You must throw away the sectionalism, and concede each other for the blessing of the whole.

9. Public Halls are Tea-Rooms of our villages and towns.

Our towns and villages are ours. For the purpose of making our towns and villages better, let us have a good talk together. Let us have discussion meetings and conferences as often as possible. Let us read books to promote our culture. Let us be good friend with each other and work earnestly to make our industry prosperous. Let us establish our public halls for these purposes. Public halls are the tea-rooms of our towns and villages. It is a culture equipment open for all.

10. The reconstruction of Japan starts from that of our towns & villages.

Our towns and villages are the foundation of our country. If good towns and villages are established, the state of the country will be prosperous. If our towns and villages become democratic, Japan will be trusted by foreign countries, and her international position will be promoted. The reconstruction of our towns and villages.

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

人はひとりでは生きていけないのです

私たちの住む町や村も、みんなで助け合い、おさめ合つて、お互に幸福な生活を送るために、私たちで作つている一つの自治団体です。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

では生きられない

新日本建設國民運動

公民の權利と義務

總理廳
文部省

人はひとりでは生きられない。お互の恩惠と奉仕のおかげで生きているのです。私たちの住む町や村も、みんなで助け合い、

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

町村の問題は

を作るには、すべて町村議会や委員会の相談ずくで決められます。相談の上で決められたことを、間違いなく実行していくのは町村長や役場の責任です。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

題は相談ずくで

自治団体の特色は、お互の費用とお互の意見によつて、みんなで治めていくという點にあります。町村で道路を作つたり、学校を建てたり、その他いろいろの共同施設

2

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

町村の主人公

町村の主人公はどこまでも、私たち町村民自身であることを忘れてはなりません。

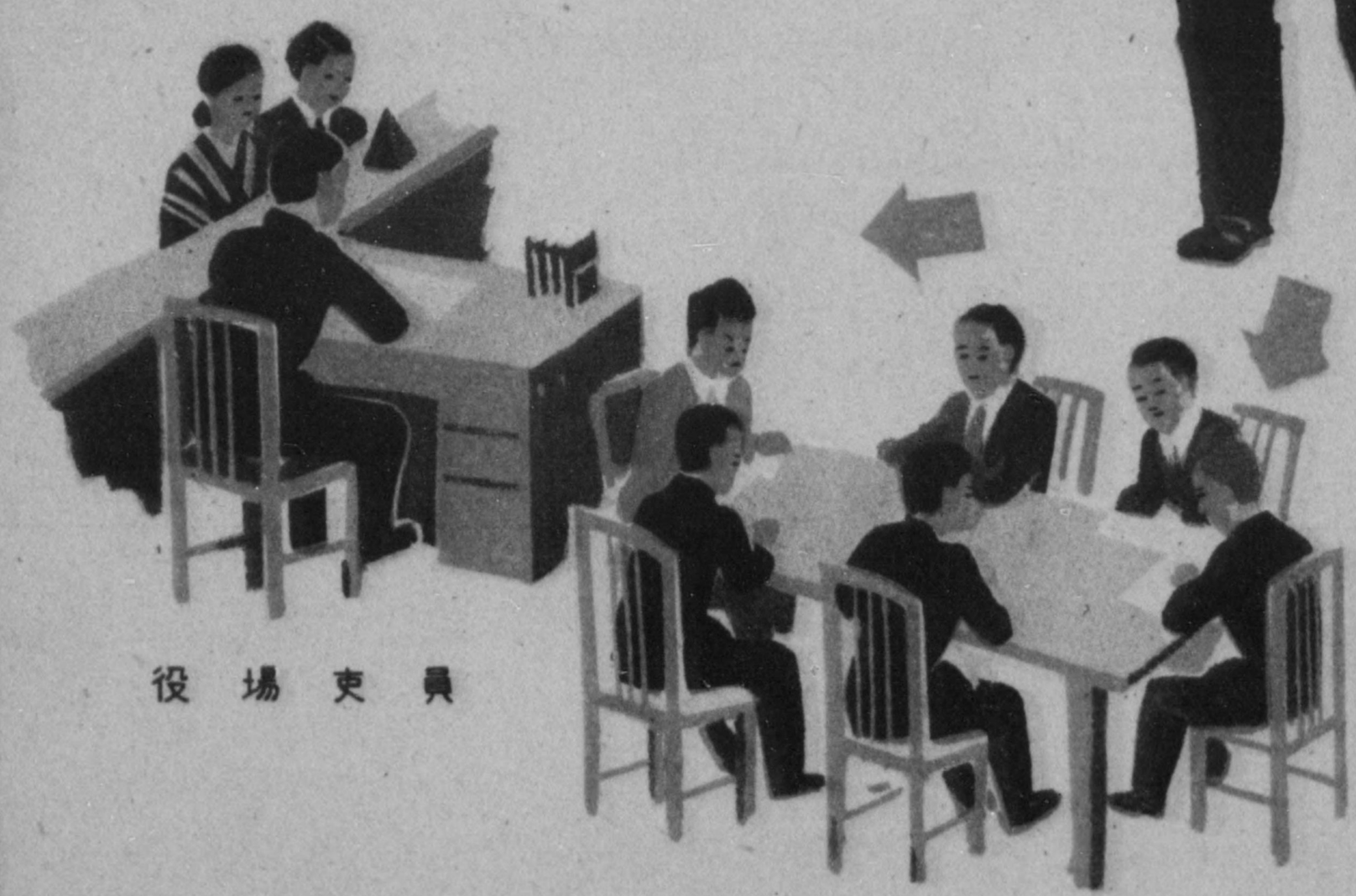

役場吏員

委員会

町村議

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

人公は町村民

町村議会の議員も町村長も、私たち町村民の手で選ぶのです。選挙を通じて私たちの声を町村の政治の上に反映することができます。

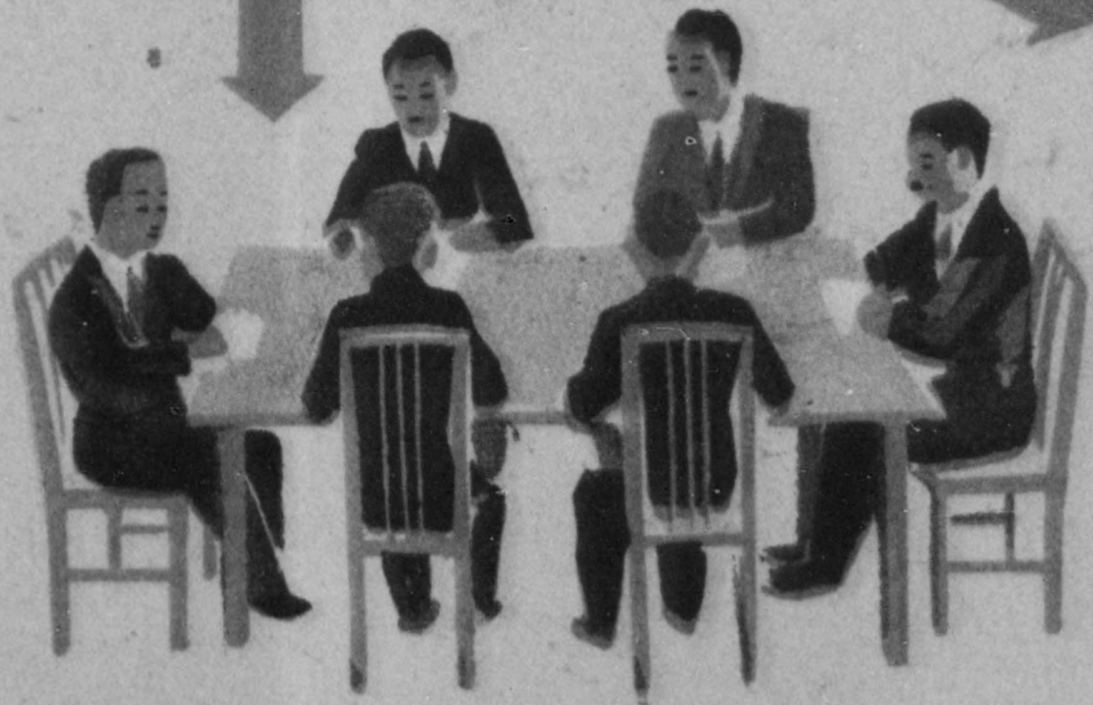

町村議会

町村長

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

みんなで考えみんなで発

町村当局者が悪ければ、正しい手続によつて私たちでこれをやめさせる。権利があります。みんなで考え、みんなが発言し、みんなで実行して、住みよい平和な町村を作りましよう。

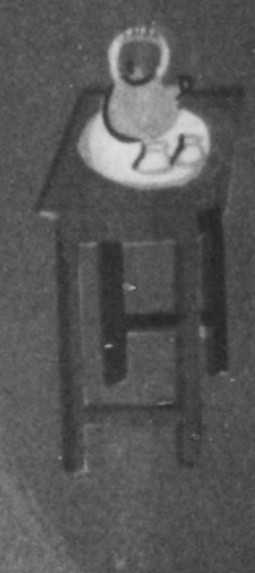

るのです。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

なで発言 みんなで実行

私たちは進んで町村の政治に対して発言する権利をもっています。町村の施設は、私たちで利用する権利があるのです。

4

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

みんなの利益だ

じて金を出し合いましよう。

それが町村の税金です。税金は金ばかりで納めるものではありません。進んで町村に奉仕する氣持を実行の上にあらわしましよう。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

益だ みんなが納税

同時に私たちは権利に伴う義務を自覚しなければなりません。町村内のいろいろな施設を作つたり、必要な仕事をするために、私たちはそれぞれの分に応じて金を出し合いましょう。

5

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

公共物を

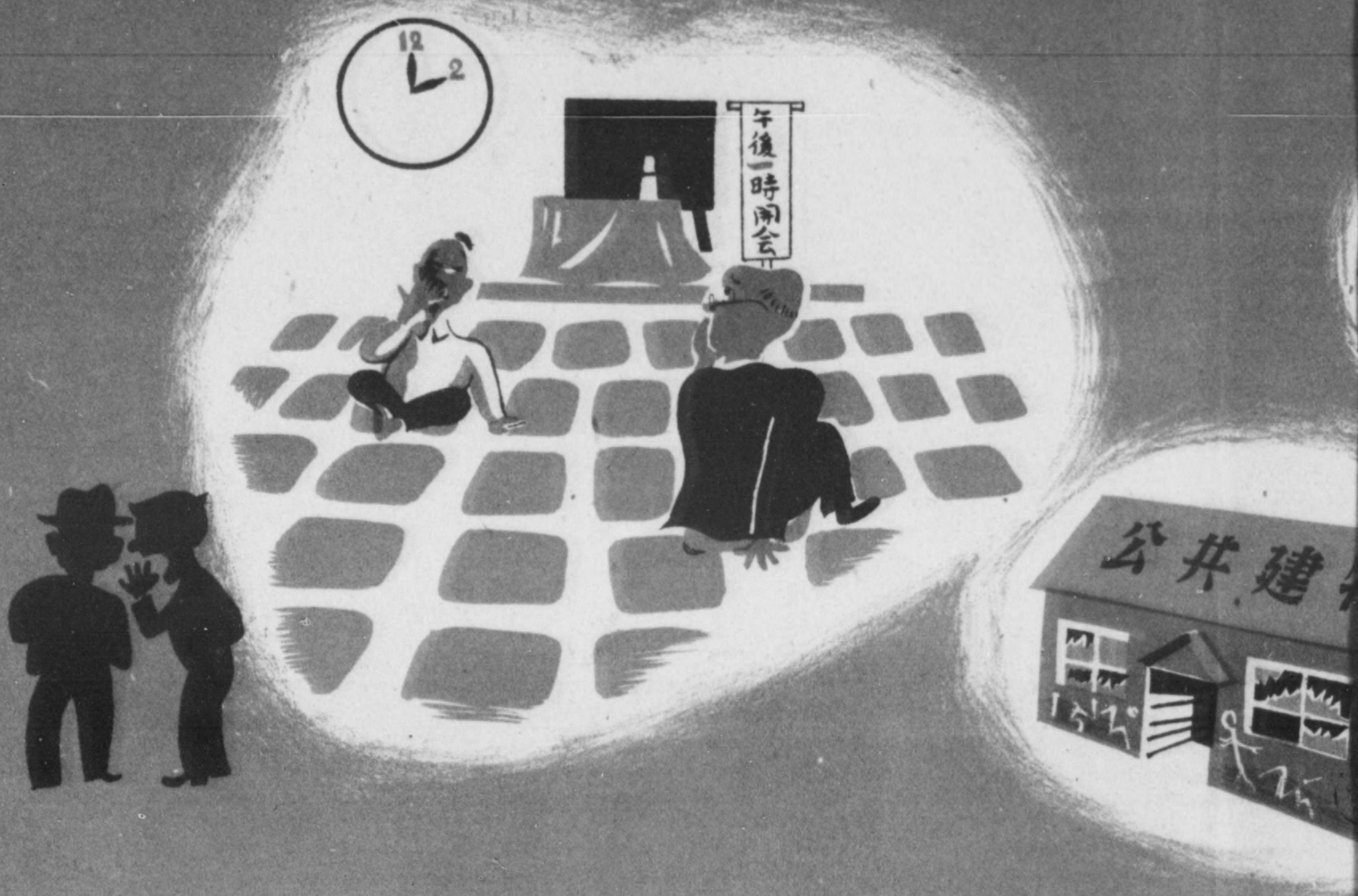

かげで愚痴をこぼしている人はいないでしょうか。町村の公共物を粗末にし、公園の花を折つたり、道路をきたなくしたり、図書館の本を破つたりする人はいないでしょうか。町村は私たちの家庭だということを忘れてはなりません。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

を大切に

6

私たちの町村生活をかえりみて反省の余地はないでしょうか。町村の政治に対して無関心の人はいないでしょうか。どんな集会にも出席したことなく、公開の席で発言せず、かげで愚痴をこぼしている人はいないでしょうか。町村の公共

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

町村のボスを

言わせて、非合理な我意を押し通そうとする非民主的な者はいないでしょうか。そんなで監視して、必要に応じて法律的手段に訴えれば、そうした不正や横車は行われないのです。

なぜ人がはびこるのはみんなが自分の責任を自覚しないからです。みん

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

スを追い出せ

私たちの町村に門地や権勢を笠に着て、町村を喰いものにしている者はありませんか。町村の公費をむだずかいしたり、こつそりと私腹を肥やしている町村幹部はいないでしょうか。腕力や金力に物を言わせて、非合理な我意を押し通そうとする非民主的な者はいないでしよ

7

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

部落根性を棄て

てた

町村の例を聞きます。お互に協調し合えばそんなことにはならないのです。全体の幸福のために部落根性を棄て、譲るべきところは譲っていく氣持が大切です。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

棄て、協力しよう

町村内に部落的な対立があつて、町村の平和な生活を妨げているようなことはありませんか。部落根性のために、子供の幸福を犠牲にして、わざわざ不便な所に学校を建てた

町村の

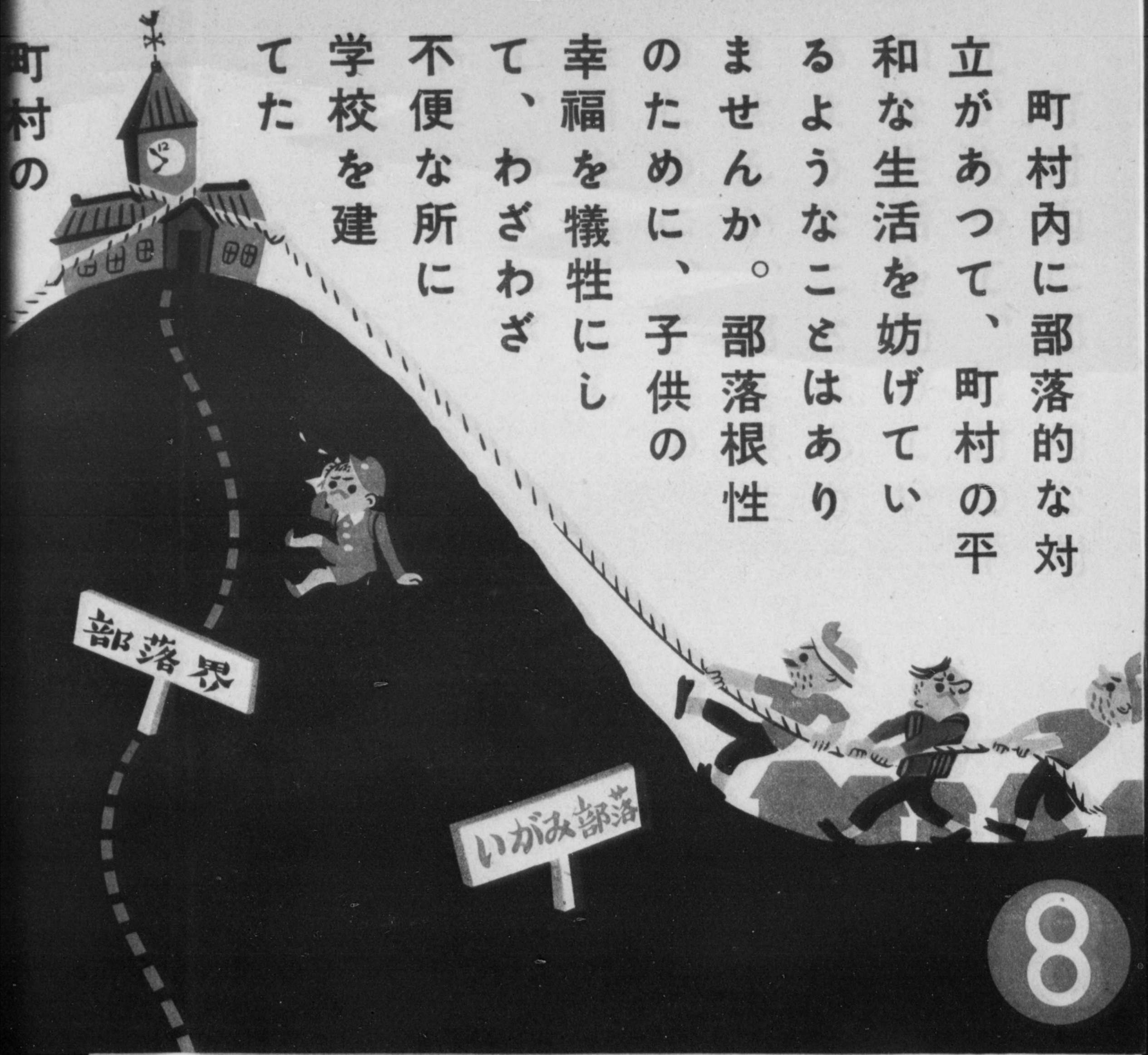

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

公民館は町村

講習会

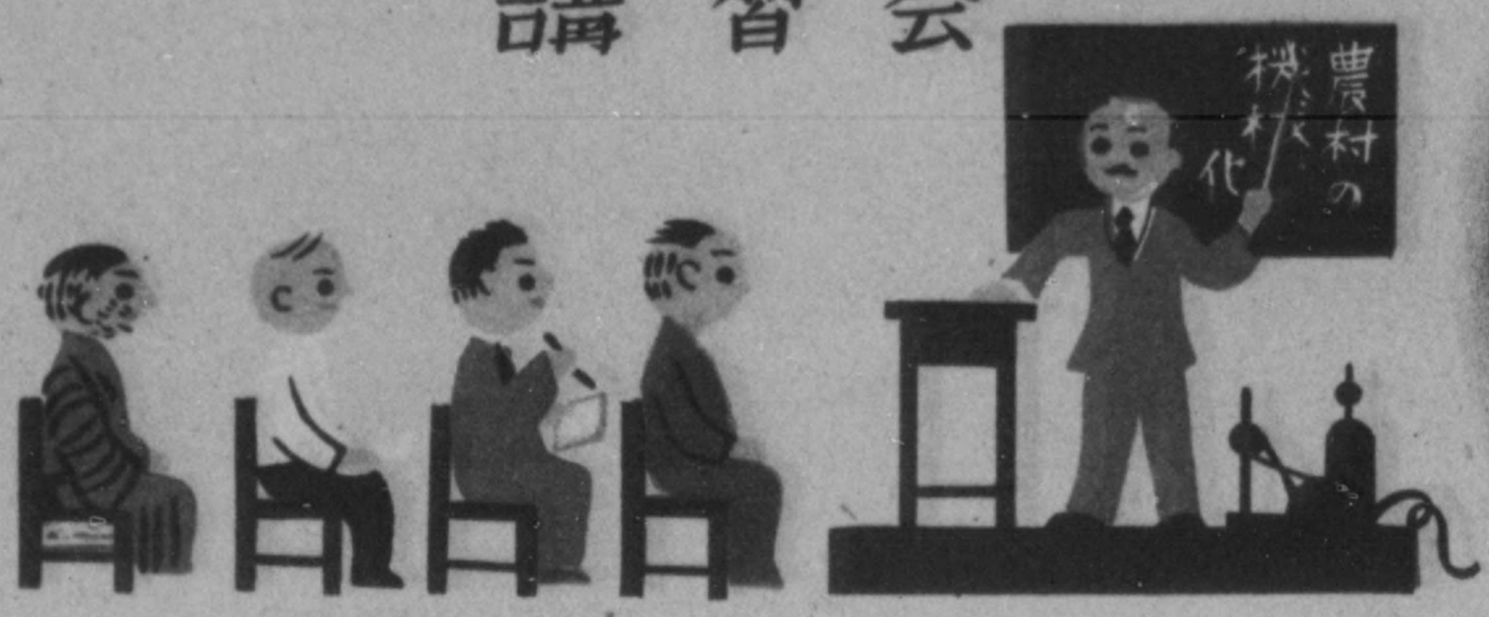

娯楽

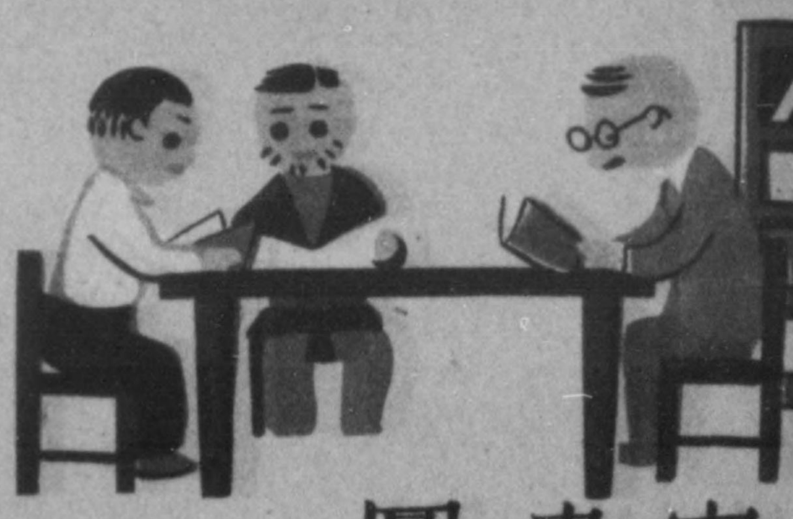

室書圖

ちの教養を高めましょう。みんなで仲よく交際し、又家業にはげんで産業を盛んにしましょう。そのために私たちの公民館を作りましょう。公民館は私たち町村の茶の間です。みんなのための開放された文化施設です。

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

町村の茶の間

私たちの郷土は、私たちのものです。私たちの町村をよくするためにみんなで大いに語り合いましょう。討論会や協議会を盛に開きましょう。本を読んで私たちの教養を高めましょう。みんなで仲よく交際し、又家業にはげんで産業を盛

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

新日本の建設は私

社会が築かれ
ゝば外國からも
信用されて、日本の國際的地位を
高めることができるのです。
新日本の建設は私たちの町村の建
て直しから始ります。

T.S.K. 東京宣傳株式會社製作

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

は私たちの郷土から

私たちの町村は國家の礎(いしずえ)を作るものです。よい町、立派な村ができれば從つて國勢は盛になります。私たちの郷土に民主的な

10

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

"The Social Studies Curriculum in the Elementary School" (H. Heffernan)

Micl 4
18 Mar 47

國民学校に於ける社會科課程

國民学校首

ヘレン・ヘフアーナン

國民学校の教育的見地に、四つの広い内容の範囲に於て、経験を与へることである

一 言語技術及び算術と関係科目

二 社會科学と関係科目

三 技術学科（実地にする学科）——美術、音楽、工芸

四 体育学科（身体の健康）——体育（運動）、衛生

多く学校に於て、此等の広い内容の範囲は個々に切離して教授されてゐない、先生は縦断の範囲を探究するが、それは三個の重要部門を代表し且つ三種又は大多数の学科の分野に亘つてゐる

此の方法で（四つの範囲の）総合と（その上に立つ）課程の内容が促進される。此は少数の学校に於てのみ、此等四つの広い範囲は多数の個々の学科に分離されてゐるが、それには、これら二つ又は多数の個々の学科の関係の緊密に注意はされてゐるが最近意し分離はされてゐない

社會科に於ける経験学科の範囲

初等教育の前期に於て、社會科学科に包含されてゐる経験は増大しつゝある。幼年期から成熟期に至る成長に於て、個人は絶えず其の環境の、社會的環境に関連する範囲の中に在る、その故に、広く教へられ、人間の直接と間接の関係が学校課程の最も重要なる内容の大部分を構成してゐる

凡ての教育の基本的目的は社會に在る、故に社會科学科は國民学

A

MAR 3 1947

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

學校計畫の中心的位置を占めて來た、社會學科の主たる目的は高度の國民性を涵養する事である、此の目的は教育の主たる目的に接近して來る、從つて、現代の學校に於て重要なる位置は社會學科に依つて占められた

社會學科を定義するに當つて、人類學、經濟學、歴史、地理、政治學及び社會學科の種々の部門がより高い程度に於ける各部分と見做されるが、それらの凡べては内面的に關聯してゐるのである、此等部門の各々は各々の社會價値を有し現代の生活に適應して解決することを助ける

社會學科は人類に關係した凡べての事物に關する智識と理解を包括すると、全體に、人間が生活し且つ働いてゐる自然の環境に關する人間に關係する事を包含する、社會學科は、現實に人間が世の環境をして其の基本的人間的必要を滿足せしめて來たかと云ふ事に携さはるのである、社會學科は之れに於て個人が自然と制度に干さはるのである、社會學科は現在人間に直面してゐる諸問題に干さはるのである

國民學校に於ては、此の高い程度（社會學科）に於て學習と經驗の綜合した配置を要求する為の諸學科の總合的組織に重點を集中するよりも寧ろ社會機構のより高い程度に完全を結合するために一つの努力が為されてゐる

此の傾向は學習法への新語の接近に從つて證明される

學習法に關する機能的見解は、社會學科は完全の必要とか、興味とか、能力とかに關係なく學ばれる事物の總合とは考へられないと云ふ事を要求する、社會學科は寧ろ生活を絶えず廣い且豊かにする經

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

に具わする者と[illegible]の[illegible]力である。心[illegible]
よりもつと[illegible]である。如何なる[illegible]を、[illegible]
り[illegible]す[illegible]の[illegible]りを、[illegible]ない
[illegible]く[illegible]を[illegible]つた一つの[illegible]である。人が[illegible]
そ[illegible]上の[illegible]と[illegible]と[illegible]つて[illegible]した[illegible]べて[illegible]
[illegible]と[illegible]りそこから[illegible]の[illegible]らない
[illegible]にとつて、[illegible]の[illegible]で[illegible]含まれた[illegible]
の[illegible]、べて[illegible]することと[illegible]不[illegible]である。そこで、
[illegible]が一つ[illegible]く[illegible]で[illegible]とするものを[illegible]、者
的[illegible]て[illegible]することと[illegible]にとつて[illegible]一つの[illegible]（[illegible]
[illegible]）の[illegible]え、[illegible]の上の[illegible]
[illegible]く[illegible]して[illegible]が一つになつて[illegible]し[illegible]
と全てる[illegible]とつて[illegible]のである
八[illegible]の[illegible]い[illegible]。[illegible]、公共一の[illegible]
[illegible]の[illegible]い[illegible]とその[illegible]ら[illegible]る[illegible]つて深[illegible]
[illegible]る[illegible]が[illegible]る
[illegible]の[illegible]とそ[illegible]の[illegible]含すべく[illegible]
人[illegible]する[illegible]。[illegible]い[illegible]れ
[illegible]る[illegible]が[illegible]。[illegible]ける[illegible]と[illegible]
[illegible]る[illegible]ない、[illegible]が[illegible]た[illegible]
[illegible]へる[illegible]る[illegible]、[illegible]プリント[illegible]や[illegible]の[illegible]
[illegible]（[illegible]）[illegible]の[illegible]、[illegible]つて[illegible]の[illegible]
[illegible]る[illegible]すで[illegible]う
[illegible]し[illegible]ける[illegible]の[illegible]しい[illegible]つ[illegible]が
。

現はれる様な方法で表示されるのであるならば先生の[illegible]り[illegible]者
様と努力と巧妙さが要求されるであらう。此の様な[illegible]を学ぶ。
場合に協力的な手段を与へるであらう。討議を学ぶ上に大衆の集会
に先んじて特定の目標とその目的の明確な決定を規則に[illegible]し
てもそれは無益に終る

壮年団の目的

最も広い意味に於て、壮年団の目的は先生が教育の[illegible]んでゐる
国家を強化する為に協力するにある。それ故に、教育は(一)自分自身を
自分の世界に[illegible]に立脚に[illegible]さす、(二)その中に一般人間関係を
作る且つ、(三)彼等がその一部分である社会の進歩的発展に参加する
事に依つて其の[illegible]の為め社会に貢献する
公民として自分自身を自覚すると云ふ事は民主主義を理解する代償で
ある。先生は一層複雑な世界に生れ出る。学校は機械を与へ、先生はそ
れに依つて世界とその中の自分の位置とを理解するであらう
若し民主主義が生きてゐるものとせばその成果の社会的自由は次の事
とこなしなければならない
(一)民主的生活の制度。(二)総ての三位一体に関係した価値。(三)現代社
会を発達させた歴史的背景.
自由なる市民と個人間世界と家族の社会以上のものを意味する。其
了人間の権利に対する伝統的なる大衆と大衆なる関係を意味する。
[illegible]はルッる形式の国家的社会的経済的不正に対して断乎に反対する
学校は人間性、民主主義に就てであり、其は智的協力に依つて向上
に答へ、解決せんとする人民の能力に於ける誠実である誠実のみが有
効なる市民権に於いて協力を与へる。公民として自覚が出来ると

D

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

云ふ事と服従的[illegible]心と云ふ事は[illegible]と言葉とそして有機なる国[illegible]
活に必要な[illegible]民を作なはなければならない、先覚[illegible]それ自身民主
的な[illegible]益に於ける服[illegible]の他に[illegible]家に生活するとともに[illegible]つて[illegible]
的服[illegible]生活に参加するに必要な[illegible]民、[illegible]家及[illegible]会に参[illegible]する事が出
来る、[illegible]込まれた[illegible]に[illegible]する[illegible]にのみ、先生は[illegible]立心を[illegible]し
思ふ[illegible]に[illegible]に[illegible]する[illegible]になり[illegible]に[illegible]することを[illegible]び、[illegible]人の
[illegible]利を[illegible]び、[illegible]任を以て[illegible]へ行動し、[illegible]し、[illegible]し、[illegible]しい[illegible]
[illegible]ない言葉に[illegible]し、民主的服[illegible]に於ける[illegible]に民主に必要
なる多くの[illegible]する[illegible]が出来る、凡ゆる[illegible]に、[illegible]は[illegible]
[illegible]しと云はれてゐる。[illegible]の必[illegible]の[illegible]にある
若しも[illegible]代の服[illegible]的[illegible]ことに[illegible]つて[illegible]がある[illegible]
民に[illegible]かつたり無かつたりした場合は、それ自身の[illegible]の方に[illegible]つ
て[illegible]の[illegible]にある[illegible]に於けるその有機な[illegible]許[illegible]するために服[illegible]
批判服従を[illegible]する[illegible]の[illegible]して[illegible]を[illegible]す[illegible]は[illegible]ない
吾々は吾々自身に一定の[illegible]な[illegible]を[illegible]めなければならない、服[illegible]
批判服従に於ける[illegible]在の[illegible]はその[illegible]の[illegible]と文化を人[illegible]の上に
集中するや又は[illegible]を[illegible]民主[illegible]の上に集中するか？此[illegible]の[illegible]は[illegible]
の已、赤[illegible]又は[illegible]家的言葉に於て[illegible]る人[illegible]の人[illegible]的[illegible]利に[illegible]する
[illegible]に[illegible]で作り上げるであらうか？此[illegible]の[illegible]服[illegible]を[illegible]
するであらう？[illegible]の[illegible]は[illegible]一[illegible]に於て先[illegible]が民主的に[illegible]
[illegible]する[illegible]を[illegible]するであらうか？
日本の服[illegible]批判服従と[illegible]上い必[illegible]
[illegible]の[illegible]は、主[illegible]を[illegible]める場合には、[illegible]し[illegible]の水準に
[illegible]先生から[illegible]る[illegible]が[illegible]たと云ふ[illegible]を[illegible]してゐる、[illegible]が
大する[illegible]は先生の[illegible]を[illegible]けてゐる[illegible]を[illegible]してゐるから[illegible]

E

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

の必要に役立てるべきである。学ばんとする興味、能力、必要及び能力に於ける個人的差異を認識することが増大して来た事も明かである。或る地域に於ては、特別の社会単位に於ける社会的観念を分析しこうしたら観念を或る程度の水準にまで調整する一つの努力が為されてゐる

個人は一般水準に六ケ敷い社会観念を紹介する時の妥当性に関して考としては疑問が起きる。若しもその概念が高い深い状況に適用したならば先生はそれを多く可きまでに理解する。少年期に形成された態度は存続して大人の生活に於ける個人の社会性格を決定し勝ちである、確かに幼い児童は抽象的な文語に纏した社会観念を理解出来ない。然し多くの基本的観念は初等学年にさへ紹介されて良ろしい。例へば、人と人々の相互依存の観念は複雑な観念である。然し家庭生活、共同生活を中心とした社会単位を通じつゝある幼い児童は以外に共同生活の人々の相互依存を理解するに至るであらうし又家庭の相互依存を理解するに至るであらう

彼等は地域に於ける労働者の相互依存を発見する。彼等は都市居住者が農民の生産する物に依存することを学び且つ農民が「トラックタ」やその他の機械を都市の生産に依存してゐる事を学ぶ。彼等はゴム、織物、コーヒー等を外国に依存し外国が自分等の国に依存してゐることを学ぶ。彼等は未来、買求、又等を分ち合ふ時に於て世界の人々と相互に依存してゐることを学ぶ。此の概念の序々の発展は全般的に平和、然相並に同胞愛の平等――それは世界の人々の人々に食を生活し関係する最も良い方法を代表するか――にまで到達する

F

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

真に良に[illegible]でみる許りでなく先進の[illegible]が許す限り出來る丈け早く[illegible]されに[illegible]ある可きであると云ふ[illegible]を必然的に[illegible]する

其の[illegible]認識した水準を完全に[illegible]する[illegible]な証[illegible]的[illegible]の一[illegible]的、[illegible]的、[illegible]的[illegible]を[illegible]へるために[illegible]単位のもつと正確[illegible]の分析[illegible]かに[illegible]つてゐる

証[illegible]辯証法の[illegible]

第二十[illegible]、多くの[illegible]が証[illegible]辯証法の[illegible]と[illegible]に[illegible]して[illegible]られた。[illegible]の人[illegible]の[illegible]と定義を[illegible]る事が出來る。其は人間が[illegible]の[illegible]的人[illegible]的必[illegible]を[illegible]すために[illegible]してゐる証[illegible]的[illegible]の凡べてを[illegible]してゐる。[illegible]の[illegible]が作られてゐるが凡べては次の[illegible]を[illegible]含する

一 人的[illegible]及び天然[illegible]の[illegible]、保存

二 [illegible]と[illegible]の[illegible]歴

三 〃 [illegible]記録

四 〃 [illegible]

五 〃 [illegible]

六 〃 [illegible]教訓

七 [illegible]的、[illegible]的[illegible]の[illegible]究

八 [illegible]設[illegible]

九 [illegible]施設

十 [illegible]施設

[illegible]凡べての時代に於て、凡べての文化は[illegible]の[illegible]に[illegible]する[illegible]を[illegible]見した

[illegible]上[illegible]つた時代に及び[illegible]つた[illegible]的[illegible]の下に於て、人[illegible]

G

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

的の基本的人間的要求を色々な方法で満足させて来た、然し満足な生活を遂行する為めには夫々の社会は特殊の文化の中に豊富した技術を見出した

社会生活に於ける技術は主たる社会制度の重要性を評価して来たそれ故に研究員に色々な文化を理解させる上に助けとなる制度手引として役立つ

主たる社会制度は一つの技術単位に於て生活をし得る範を模倣を解放すべきではなくて、寧ろ技術は、一民族一時代の生活ある生活はそれら主たる社会制度を何れにも関係を持つた技術を包含するであらうと云ふ事を心得べく可きである

社会生活の主旨順序（一段階）

社会生活の凡べての技術は、その技術が評価されてゐる一部の生活に依る部門を学ぶ者は技術の価値と関係してゐる。此の価値を熱心に研究してゐる一部の学生に伝へは生活から生活に至る段階（順序）は殊に決定さるべきではなくて寧ろその段階は生活に於て述べるである、又之の一段の研究家は吾人を充分なる中文化に導く学校の社会的責任は非常に重大であるから研究深く社会れた学級から学級に至る段階は決定せらる可きであるとして、ある

此等二つの立場の研究は多分不充分と説明の生活が現在の生きたとしては望ましいであらう

生活に基きて全く無通の、又何が二つの立ある純化と適合する上の指導に役立ち、評価は重要と二重するを防ぐのに役立ち、全部生に一般的要求の指導を与へる事に役立ち度のが生活の際に

同じて遊ばれる[illegible]を与へる事に役立つ事が出来る
[illegible]の如く、[illegible]の[illegible]にある児童の[illegible]に[illegible]して[illegible]の[illegible]由
が[illegible]になかつたる可きである、[illegible]は、児童が[illegible]に[illegible]んだものを
[illegible]行し[illegible]しを[illegible]を観察するために必要とする[illegible]の[illegible]を与
へるためにどの児童の生活においても[illegible]する[illegible]らるべきで
ある

政治の[illegible]

[illegible]日本[illegible]の[illegible]に[illegible]つて[illegible]された

第一級　家庭と学校

一、家庭に於て、学校に於て[illegible]なる児童たるの[illegible]は何か？

二、如何にして[illegible]康を[illegible]すべきか？

三、自分のもの、他人のものを如何に使用し、如何に大切にすべきか？

四、食事及び[illegible]は如何に[illegible]さる可きか？

五、何を知らなければならないか、又[illegible]中に何を知らなければならないか？

六、如何にして[illegible]に[illegible]し[illegible]可きか？

第二級

一、自分の[illegible]何に於て安全[illegible]る方法？

二、自分を健康に安全に保つ方法？

三、[illegible]を[illegible]し[illegible]する方法？

四、[illegible]の方法？

五、日[illegible]の[illegible]的[illegible]？

六、[illegible]の[illegible]り方、受取り方？

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

七、選び方？

八、居住のものを如何に正しく保つ方法？

第三級　共同生活

一、共同体(市町村)の一員たるの方法？

二、組織した政府を遵守する方法？

三、個人の入団に如何に有益であるか？

四、吾々は生活の為[illegible]の入手方法？

五、(電気、ガス、水道等)公共施設を如何に有効に使用す可きか？

六、吾々は市町村に如何にして奉仕、福信が[illegible]設をなるか？

七、[illegible]の生活と公益的である方法？

八、吾々異つた市町村で行はれる宗教的及び示教的儀式如何か？

第四級　祖先の生活

一、如何にして吾々の祖先は住居を選び、家を建てて住居をなしたか？

二、吾々の祖先が[illegible]を設けた方法？

三、四季なる自然環境に於て、生活、入手方法？

四、四季なる環境に於て、[illegible]利用の施設利用の方法如何？

五、施設交通、通信？

六、住の[illegible]方の生活との[illegible]保[illegible]成の方法？

七、宗教、[illegible]の吾々の祖先に対する[illegible]用及[illegible]信如何？

八、祖霊崇拝を決定するために必要なる制度は如何？

第五級　近代産業文化に於ける生活

J

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

一、学習方法？
二、安全、健康保存法？
三、自分のもの、家族のもの、学校のもの、国家社会のものを如何に大切にす可きか？
一、現在の生活は如何にして設定して来たか？
二、我々祖先の如何に吾々の生活を豊かにしたか？
三、学習及旅行の方法
四、外国人との交際は如何に行はるべきか？
五、生活を心地良くする為めに如何を成す可きか？
六、現在の生活には如何なる制度が必要か？

第六学年　現代生活に於ける半[illegible]的[illegible]来的生活

一、国民は相互に如何に協力すべきか？
二、何が世界を進歩させたか？人間は如何にして安全に生活するか？
三、天然資源保存法
四、如何なる[illegible]を得たるに必要なる智識？
五、工場は何処で如何なる方法で設立するか？
六、生活を[illegible]学的にする為めに現代国家の生産品を如何に[illegible]すべきか？
七、[illegible]人が作つた[illegible]を如何に[illegible]すべきか？
八、世界の国民は相互に如何に協力する事を以て生活す可きか

第七学年　吾国に於ける生活方法
第八学年　国家に集中した人間生活
第九学年　[illegible]近代生活に於ける[illegible]生活

K

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

「家庭科」について

文部省教科書局嘱託　大森松代

一、新らしい家庭科

新らしい家庭科は、学制が新らしくなつたからではなく、もつと根本的に今までとは全く違つた新らしいものです。それは何故かといへば新しい憲法と共に日本の「家」の観念が全然変つたからです。今までの日本の「家」は一人一人の個人のためといふよりは、何々家のためにありました。ですからその何々家の継承者である一人の男子が全権をふるい、あとの家族は妻も、子供も只これに従つていました。

それで女が家を守ると言ふのも只、単にそのありきたつた家をあるがまゝに守るといふことで、従つて掃除がきれいに出来たり、料理が上手であつたり、針仕事がうまかつたらよかつたのです。　しかし新憲法のもと、民主々義国家の家はそういふ封建的な、何々家と言ふ家ではなく、二人の男女があいあつてはじめて一つ一つ新らしくつくる家なのです。

ですから何々家をあるがまゝに絶やさないようにうけついでゆくのではなく、一つの結婚によつて一つ一つ異つた新らしいものが出来てくるのです。　そこでこれは男女の協力によつてはじめて建設されるといふことにもなります。　そしてこの家庭一つ一つが社会を建設してゆくのです。　この建設の仕事に女も社会人の一人として男子と同じ責任をもたなければならないこと當然です。　こうなると女は只、家の中の仕事がうまく出来さへすればよいとばかりはいつて居られません。　馬車馬のようにきまつた料理や裁縫の仕事をするだけでなく　世の中に何が起つているか、皆の住みよい世の中はどうしたら出来るであろうかなどと色々に気を配つたり話題したりしなければなりません。　また男も協力して家庭を新らしくつくつてゆくのですから、今までのように台所に足をふみいれるのは男の恥、などとは言へなくなります。

こうした新らしい家庭建設）たてまへから新学制下の家庭科は、初等科の出発では男女共に必須にとらなければならないといふことになつたのです。　男の子も女の子同様幼い時から、家庭といふものはどういふものであるかといふことを色々な點から考へてみて研究し、また實際にあれこれの仕事をやつてみて興味をもつのでなければ将来よい家庭が建設される筈がありません。

また幼い者は幼いなりに　家庭建設の仕事に責任をもつと言ふことも大切な點です。　民主々義の家庭は親の號令一下皆が右むけ、左むけをするのではなく、小さいものは小さいなりに協力し、その責任と義務をもつと言ふことが民主々義の

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

ありかたです。　こうした家の中の生きかたが結局その子等をよき社会人にも悪い社会人にもするのです。　家庭生活といふ経験は人間の生涯の経験の中で一番初めのものであり一番長いものであり、また一番緊密なものです。　ですから家庭の中でいつでもいつでも親に命令ばかりされていると世の中へ出てもいつでも命令がなければ動けない人間になるか、或いは人の言ふことも、気持もかまわず只命令をする人間になるかどっちかで、結局、家庭生活が社会生活をつくってゆくのです。　そこで新らしい家庭科では、　この家族関係といふことを大變重要な問題として扱っています。　家庭の中で皆が、親も子も、大きい者も小さい者も　力を合せて助けあい、考へあって　小しでもよい、楽しい家庭をつくろうとしているのでなければ、一人々々が責任をもちあった、よい民主的な社会は出来ないと考へています。

今までのことをまとめて申上げますならば、新らしい家庭科は民主的な新らしい「家」の概念の上にたつものであり従って今までのような裁縫と家事の教科目とは全然ちがったもので、家庭生活のありかた、その責任のとりかた、と言ふことが重要な位置を占めることをはっきり認識して頂きたいことです。　そして、その故に、男子も女子同様必ずとらなければならない必須科目であるといふことです。　これらの意味によって家庭科といふものが従来にくらべて非常に大切な学科の一つになったことを充分に考へてほしいと思ひます。

二、第二として次には指導目標と内容についてお話したいと思います。

只今までに申上げたことが結局指導目標になるのであってその第一は家庭生活において、親子兄弟よく理解し、協力しあって、うるはしい家族関係をつくり、その中で自己を成長させ、また家庭や社会に對して自分の受持つべき責任のあることを理解し、すゝんでその責任を果すようになることです。第二は家庭生活を豊かにし、また向上させる常識と技能とを身につけることです。　家庭内の日々の仕事が要領よく上手にやってゆけなければ、豊かな精神内容をもった生活は出て来ないでせう。　これらの仕事に對して大いに科学的な研究と訓練がますます必要になって来ます。　時間や勞力や金をほんとに生かしてつかへるようにならなければなりません。第三にはそうした家庭人としての生活上の能率や教養を、いよいよたかめて家庭以外に廣く隣人から社會一般にと役立つことが出来るようになることです。

これらの大きな目標を各学年にあてはめて具体的に、内容

と共に説明してゆくことにいたしませう。　こんどの家庭科は初等科第五学年で初めて始まることになつていますがこの初等科五、六年では、先程申上げました様に男女共学の必須科目で、特に「家庭生活」そのものが技術的なものより重視されているくらいです。　まづ第五学年の初めは「お母さんはどうしてあんなに忙しいのであらう」と言ふテーマが主になつて、家庭生活への理解へと展開させてゆきます。　けれどこれは決して家庭生活の完全な理解を意味するものではありません。　それはあくまでも五年生の子供としての子供らしい理解でよいのです。　むつかしいお題目的なことを並べて「家庭といふものは」といふのではなく生徒の心身発達の程度から可能な活動の範囲で、またその興味を活かして取り扱はれなければなりません。　漸くまゝごと遊びからぬけて現実的なものへと関心をむけ出しているこの頃の生徒の気持をとらへて、充分に母親を観察させ、家の中には、こんなこと、あんなことがあると考へさせるのです。　そしてそれらの経験を語りあふことによつて　家庭生活には色々なのがあること、よい家庭生活も、好ましくないものもあることなど　だんだん理解してゆくのです。　そして次にはその忙しい母を何か手伝つてあげられないかしらといふ風に進んでゆきます。　そして今まで既に家で色々な手伝ひをしている者はその意味をはつきり自覚するようになり、余りしていないものも責任を感じるようになるのです。　そして子供でも男でもそれぞれに家の中にはすることがあり、そうして互ひに助けあひ、理解しあふことのよさを悟るようになります。　更に生徒同志互いにしげきしあい、もつとよい家庭生活をすることは、といふことにならなければいけません。　家庭科の基本目的はよい意味で家庭生活の上にもよい理想を求め、それを保つてゆくといふことにあるのです。　また子供の時から、新しい日本を、今までより、よい日本をつくるには、今までより、もつとよい家庭生活をすることであるといふことを理解し、またそのために努力するようにならなければならないと思ひます。

実際的な技術方面についても　いつもこの同じ態度をもつてゆくことが大切です。　只火を起にはこうするとか、運針はこうしてなさい、　といふのでなく、何のためにするかをまづ理解し、それからどうしたらよく出来るかとやつてみるようにならなければなりません。　そして火起しは勿論雑布ぬい迄は男子も一緒にやつたらよいと思います。　実際にやつてみることは理解への一番の近道です。

さて、こうして第五、六年では男女共学で一緒にやつてゆ

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

きますが、第七、八、九、の中学校では家庭科は、職業科の一つとして職業科目の一つになります。これは家庭科も職業的なものであるといふ意味からではなく、女子と男子に道学の機会がどこまでも均等であるための建置なのです。と言ふのはもし女子だけに家庭科を必須科目の中にいれて課するとすれば、それだけ女子は男子より基本的な学科の勉強時間がへることになるからです。それで職業科目の中にいれて男子と共に同じような課目の一つをえらぶといふことにしたのです。

さて中学校に進んだ家庭科は、生徒の心身の発達に従い、また学科の発展としてその内容は初等科にくらべてずつと豊かに広い範囲になつて来ます。家族関係も単に家族の中だけの調和でなく、よい友達であるには、といふ問題から「隣人への態度といふものも　だんだんはつきりしてこなければなりません。　また家の中の仕事にしても只お手傳いだけでなく　進んで自分で出来るようになり、また幼い家族の世話も出来るようになるべきです。　けれど特にこゝで注意したいのは、そうかといつてもうこれで学校生活をしたい者も多いのであるからと、もりだくさんに、あれもこれも教へておかなければと考へてはならないことです。教育はあくまで、生徒の身心の発達、その能力と興味を基礎にすべきで、生徒の現在の直接な問題を解決しながらその活動を発展させるべきです。　興味のないものを無理に與へるようなことなく常に興味を生かしながら発展してゆくように、自分から考へ工夫する力を養ふように指導することです。　単なる技術を教へるのでなく　その技術を習得する自主的な態度を得るように導けば、大人になつて必要な時こ必要な解決が出来るようになるでせう。　このことについては後に指導法のところでもつと詳しく具体的にお話します。

さて七年からは裁縫や料理の技術も大分進んでくるわけですが、これらの指導内容として特に留意されたいのは、単なる技術、つまり手先の仕上げだけと考へないでもつと廣く裁縫といふよりは「衣」の生活指導と考へてほしいことです。　つまりどんなにきれいなものを着ていても、髪の毛がよごれていたり、くしやくしやであつたり、爪に垢がたまつていたりでは、よいきかたとはいへませんし、また上だけきれいで下からよごれた下着がのぞいているといふようなのも決してよい身なりではないといふことです。　只きるものが上手に仕上るといふだけでなく、こうした正しい着方、みなりの整へ方についても同時によい習慣を與へてほしいと思います。　更にまた　よくねへて　身嗜みが整つている上にも

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

う一つ大切なことはきるもの、色や柄のとりあはせ、と、場合々々にかなつた着方です。明からビラビラしたものをきたりしないで、仕事をする時は仕事をするにふさはしい服装を、また寛ぐ時はくつろいだ感じのものを、きることです。単なる技術だけでなく、これらの三つがとゝのはなくては良い衣の生活とはいへません。こうした良い意味での完全な衣生活をこれから考へてゆきたいのです。そうすれば繕ろい方や、洗濯の仕方などもちがつたみかたが出来てきて興味のわきかたも違つてくると思います。

このことは料理についてもいへることで、単に味付や煮方の上手だけでなく、栄養素のかけないように、かたよつた食事にならないようにて、更にまた喜んでたべるような上手な材料の取り合せが出来るようにと、これまた食卓の生活と考へてほしいのです。そして更に栄養や献立の問題のほかに、きれいな食べ方、正しい供し方、接待のしかたなども、大切な問題の一つとして必ずこの中に含むことです。

もう一つ新らしい家庭科の内容と共に特別に考へたいのは経済の問題です。家庭における経済は非常に大きな問題でありながら今までとかく会計のつけ方位で大変そまつに扱はれていました。しかしこれからの家庭経済は単に収支つぐなへばよいといふのでなく　子供は子供なりに只小遣をねだるといふのでなく、一家の経済状態をいく分なりと理解し、またよい家族関係の問題も共に含まれて考へるように、更に進んでは社会経済とのつながりも考へるといふようでありたいと思います。更にこれと共に時間と労力の経済を充分に扱ふことです。これが余りにも無視されていた為に日本の家庭が、ひいては社会がどんなに文化からおくれていたかはもう言葉を並べる必要もないでせう。日本にかけていたもう一つの大きなことは、金や時や労力を他人のためにつかふといふ習慣です。自分だけがよければよいのでなく自分より不仕合はせな人に何とかして少しでも自分の分に応じて金や時や労力を与へるといふことは社会人としての責任です。これも幼い時からよく習慣づけたいと思います。

三、最後に第三の問題として指導方法についてお話致します。最も効果的な教育は生徒の興味から出発し適当な活動を与へ、現在今もつている直接重要な問題を解決し、そこからまた次の問題の解決に発展してゆくことであります。まづ生徒の興味に出発するといふことは非常に大切なことで、したくもないことと、おもしろいとも思はないことを無理にさせたり聞かせたりするのは、与へる側だけの満足で本当の教育に

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDC NO. 775013

けなりません。　これだけは教へておかなければといくら思つても相手が受けとつてくれなければ何にもならないでせう。
今までのように高等小学を出る十四、五の女の子をつかまへて赤ん坊の首の坐るのは何ケ月頃で　乳児服といふものはなどと言つてもさつぱり興味がなく、興味がなければ熱心に覚えようといふ気にもならないものです。　それよりも今度の運動会の時のシャツはどういふのがよいか、手足が自由に動かせるためには現在衣服の、しかも興味ある問題をとらへてその解決を研究し実際にやつてみればそのもつが実際に出来るだけでなく、同時にその研究や解決の方法や態度を学びとることになつて将来必要に応じて自分で解決してゆくようになりませう。　一つ一つの技術や知識を教へようとすればさい限がなく却つて不満足なことばかりになるのですからこの自分で研究する心、態度をもつように指導することが大切です。　こうした教育の方法としては教科目をいくつかの単元にわけてするのが最も好ましいのです。　単元といふのは一つのまとまつた研究題目で生徒の興味や、していることとから自然に自道的に発展して、学習の到着点として、こうありたいといふ結果をもたらすように　まとめたものです。
そして（発展しゆくのが[illegible]ようにする）この単元は一つの単元から次の単元へと互に関連しあつて（例へば第五学年最初の単元は「主婦の仕事の重要さ」といふのでありますが第二の所で取上げたようにこれはお母様はどうしてあんなに忙しいのだろうといふ問題から発し家庭生活への関係へと進み、この単元から関連して次の単元「家庭の一員としての子供」といふのに発展します。　こ、ではお母様のお手伝ひは何が出来るであろう、から　家族つ者の役割も考へられ、自分の仕事として　清潔の仕方から清潔の問題　食事のおせんだて　やぞうきんぬい、首巻の作りかた、台所用具や掃除用具の手入や工作といふことが一つの一貫した研究題目としてはいつて来ます。　これが単元による学習の指導で　実際生活にそくした自然なものであり、発展性があり研究的で　常に生徒の興味としていることから出発しているので教育の効果をあげることが出来ます。　またこうした実際生活にはめこんでゆく指導の方法は個性が良く通方々々の特徴や必要を充分にいかしてゆくことが出来ます。
しかしそれだけにこれはなかなかむつかしい骨の折れる指導です。実際生活を指導するのですから先づ生徒一人々々の家庭の状態、家族の関係について知つていなければなりません。
またよい家庭といふものはかくかくのもつと一つの模範を

読めばよいのでなく、よいもの悪いもの、外国のもの、また生徒の名案、珍案にもあはてぬ用意がいります。　また問題の扱い方も討議をしてみたり、批評しあつたり色々であるべきです。　こうした教育は、言はゞ授業時間一時間々々々が先生と生徒の創作なのですから教師は　授業時間の一、二時間前に教師用書をよんでおけばよいと言ふわけにはゆきません。　絶えず　あらゆる面から教師自ら研究し勉強しておかなければなりません。

以上

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

"The Vocational Emphasis in Education"
by Alex. V. Stoddard

24 Jan 47

職業教育の重要性

遣日合衆國教育使節團員
アレグザンダ・ヴエイ・ストダード

一、吾が學校の職業教育は時の職業の經濟事情に應じて出來る限り高等中學校の程度迄高められねばならぬ。課程は極めて複雜なものから簡易なものに至る迄教へることの出來る全職業の領域に擴大されねばならぬ。單位及補習教育を含む長期短期の講習會もこの中に含まれる譯である。職業教育は全國民共通の權利と認められねばならぬ。一般非專門的教育を或る一部國民のものと考へ職業教育をその他の國民のものと考へることがあつてはならぬ。全國民が有效なる生活に必須な普通の學實の全貌、知識と技能並に直接生產業に關係ある學實、知識と技能を身につける能力に從つて平等の機會を有するものと考ふべきである。

二、職業教育教程は青年と成人との兩者を相手として案劃されねばならぬ。それは次の三方面を備へねばならぬ。(イ)相談と指導(ロ)職業訓練(ハ)就職斡旋とその後の補導。此の三方面共皆生產業に從事する者に常任不斷に利用されねばならぬ。

戰時經濟と同樣に平和經濟に於ても勞働者が職業教育の訓練又は再訓練を受ける手近かな機會を設けることが必須事と考へられねばならぬ而して右訓練の機會が公費を以て設けられることが公衆利益の爲である。如何なる訓練課程を以てしても一九三〇年代の不況を防止することは恐らく不可能だつたらうが過去五年間に於ける經驗を以てすれば新しい職業に對する訓練乃至再訓練の課程を實施したなら不況も或は斯く長期に亘り斯く深刻ではなかつたかも知れないと忠はれる。

三、我が國教育課程を必要な程度に擴大する爲高等中學校程度に於て部落職業技術講習所を全國の町村部落に設けねばならぬ。右講習所では各般の科目を設け又部落生活に於て社會的職業的乃至文化的に有意義な性質と價値を備へた中學校程度以上の三年終了の課程をも設けるべきである。右の部落職業技術講

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

講習所の財政的負擔をば聯邦政府若くは州政府に於て擔ふ必要があるかも知れぬがその管理は各地區若くは各州内の特設地區に於てなされなければならぬ。又中學校にその課程を擴大する權能を與へる必要もあらう特に職業技術講習所内にその設け無き部落に於ては中學校の教科課程を職業教育化する必要があるだらう。

職業教育を少數者の權利と考へる樣な舊來の考をば捨て樣ではないか。高度の技術を要する職業に就くを欲しない少年少女成人等にも一生の仕事をする に必要な訓練を遂げる十分なる機會を供與し樣ではないか丁度斯かる職業に就かうとする者と同樣に。各人がその仕事の性質如何に拘らず有用の材たるに必要な十分の訓練を受けることを望ましく且つ社會的に認められたことゝなる樣にしたいものである。

現代世界に於ける有意義な職業の範圍は多種多樣であつて各個人の技能の異れると同樣である。各人皆爲すべき仕事があるのである。

勤勞者が皆職業に就き得る資格を與へる樣な教育課程と經濟狀況を作り出すことが必要である。之は正に合衆國がその國民になした約束の履行と見做すべきである。

(合衆國教育局職業教育班一九四五年公表文二三四號八五ページ乃至八六ページ「將來の職業」中に引用せられたる同標題の記事より拔萃せるものなり)

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDC NO. 775013

職業教育の重要性

遣日合衆國教育使節團員
アレグザンダ・デエイ・ストダード

一、吾が學校の職業教育は時の職業の經濟事情に應じて出來る限り高等中學校の程度迄高められねばならぬ。課程は極めて複雜なものから簡易なものに至る迄教へることの出來る全職業の領域に擴大されねばならぬ。單位及補習教育を含む長期短期の講習會もこの中に含まれる譯である。職業教育は全國民共通の權利と認められねばならぬ。一般非專門的教育を或る一部國民のものと考へ職業教育をその他の國民のものと考へることがあつてはならぬ。全國民が有效なる生活に必須な普通の事實の全貌、知識と技能竝に直接生產業に關係ある事實、知識と技能を身につける能力に從つて平等の機會を有するものと考ふべきである。

二、職業教育教程は青年と成人との兩者を相手として案劃されねばならぬ。それは次の三方面を備へねばならぬ。(イ)相談と指導(ロ)職業訓練(ハ)就職斡旋とその後の補導。此の三方面共皆生產業に從事する者に常任不斷に利用されねばならぬ。

戰時經濟と同樣に平和經濟に於ても勞働者が職業教育の訓練又は再訓練を受ける手近かな機會を設けることが必須事と考へられねばならぬ而して右訓練の機會が公費を以て設けられることが公衆利益の爲である。如何なる訓練課程を以てしても一九三〇年代の不況を防止することは恐らく不可能だつたらうが過去五年間に於ける經驗を以てすれば新しい職業に對する訓練乃至再訓練の課程を實施したなら不況も或は斯く長期に亘り斯く深刻ではなかつたかも知れないと忠はれる。

三、我が國教育課程を必要な程度に擴大する爲高等中學校程度に於て部落職業技術講習所を全國の町村部落に設けねばならぬ。石講習所では各般の科目を設け又部落生活に於て社會的職業的乃至文化的に有意義な性質と價値を備へた中學校程度以上の三年終了の課程をも設けるべきである。石の部落職業技術講

DECLASSIFIED E.O. 12065 SECTION 3-402/NNDG NO. 775013

講習所の財政的負擔をば聯邦政府若くは州政府に於て擔ふ必要があるかも知れぬがその管理は各地區若くは各州内の特設地區に於てなされなければならぬ。又中學校にその課程を擴大する權能を與へる必要もあらう特に職業技術講習所内にその設け無き部落に於ては中學校の教科課程を職業教育化する必要があるだらう。

職業教育を少數者の權利と考へる樣な舊來の考をば捨て樣ではないか。高度の技術を要する職業に就くを欲しない少年少女成人等にも一生の仕事をするに必要な訓練を遂げる十分なる機會を供與し樣ではないか丁度斯かる職業に就かうとする者と同樣に。各人がその仕事の性質如何に拘らず有用の材たるに必要な十分の訓練を受けることを望ましく且つ社會的に認められたことゝなる樣にしたいものである。

現代世界に於ける有意義な職業の範圍は多種多樣であつて各個人の技能の異れると同樣である。各人皆爲すべき仕事があるのである。

勤勞者が皆職業に就き得る資格を與へる樣な教育課程と經濟狀況を作り出すことが必要である。之は止に合衆國がその國民になした約束の履行と見做すべきである。

（合衆國教育局職業教育班一九四五年公表文二三四號八五ページ乃至八六ページ「將來の職業」中に引用せられたる同標題の記事より抜萃せるものなり）